令和９年度

池田市留守家庭児童会 『なかよし会』

入会のご案内



■ 年度当初(4月)の入会（ **一斉受付** ）

受付期間:**令和8年12月1日(火)～12月18日(金)**

※ **現在入会している児童の方も、新年度において入会を希望される場合は申込みが必要です。** 上記の期間を過ぎると、5月以降の入会となります。

■ 年度途中(5月以降)の入会

受付期間:入会希望月の**前月15日まで**(休日の場合は、その前の開庁日)

※オンライン申請は、入会希望月の前々月の末日まで

池田市教育委員会 教育部 生涯学習推進室 地域教育課

≪電話 072－752－1111 内線 337≫

≪直通 072－754－6610≫

【令和８年 10 月作成版】

制度や運営状況等の変更に伴い、記載内容を更新することがあります。あらかじめご了承ください。

目次

1. 留守家庭児童会とは ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
2. 留守家庭児童会の入会基準について ・・・・・・・・・・・・・ P. 2
3. 留守家庭児童会の入会手続きについて ・・・・・・・・・・・・ P. 3~5
4. 延長保育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5
5. 利用料の支払いについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 5~6
6. 開設場所 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 6
7. 入会後の各種手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7
8. 入会・延長・減免利用の決定について ・・・・・・・・・・・・ P. 7
9. 入会決定の取り消し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 7
10. 入会の準備、留守家庭児童会の生活 ・・・・・・・・・・・・・ P. 8
11. 欠席・早退時や出欠席の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 9
12. 新学年への継続手続きについて ・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 9
13. 児童会でのケガについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 10
14. 安全な留守家庭児童会の生活のために ・・・・・・・・・・・・ P. 11
15. 気象警報・地震・感染症流行時の対応について ・・・・・・・・ P. 12~13
16. 留守家庭児童会の一日の流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 14
17. オンライン入会等申請フォーム ・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 15

１．留守家庭児童会とは

留守家庭児童会（以下「児童会」という。）は通称「なかよし会」といい、昼間保護者が就労などで育成できない留守家庭の児童を対象に、小学校等と連携し、放課後及び長期休業中などに適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図るため実施しています。また、都道府県による研修を修了した放課後児童支援員、及びそれを補助する補助員により運営しています。

実施場所	市内の１０公立小学校・義務教育学校内
	名称、住所、位置等につきましては、６ページをご覧ください。
対象児童	留守家庭児童会の入会基準を満たす１年生から４年生まで （支援学級在籍児童は６年生まで）
開設日及び開設時間	① 池田市立小学校・義務教育学校の平常授業時期　放課後～１７時
	② 土曜日（学校行事等の予定日を除く）　８時～１７時
	③ 長期休業期間（春・夏・冬休み）　８時～１７時
	④ 学校の代休日　８時～１７時
	⑤ 延長保育開設時間（土曜日を除く）　１７時～１９時
	※②～④は午前８時～１０時までに入室してください。
	その他、緊急時や学校の運営などにより、上記にかかわらず帰宅や保護者のお迎えをお願いすることがあります。 イ）　休会の基準となる気象警報発令時または震度５弱以上の地震発生 ロ）　インフルエンザなどの学級・学年・学校閉鎖 ハ）　児童に危害が及ぶような事案の発生・児童の怪我や児童の体調不良 ニ）　その他学校の運営など
休会日	①　日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
	②　８月 10 日から同月 16 日までの間において市長が毎年指定する日
	③　年末・年始（１２月２９日～１月３日）
	④　その他市長が必要と認める日
利用料	保育料　　：17 時まで・・・・・・・・月額 6,000 円 延長保育料：17 時から 19 時まで・・・月額3,000 円 **※保育料は、児童会を１度も利用しなくても「留守家庭児童会入会兼延長利用申請書」に記入された月数分が発生します（入会日の属する月から退会する日の属する月まで）。** ※保育料を滞納したときは入会の取り消しを行うことがあります。
おやつ（持参）	学校の授業がある日は、延長時間中（午後５時３０分前後）におやつの時間を設定しています。おやつは保護者の方がご用意いただき、お迎え時に指導員に後日の分を預けてください。（最長５日分までお預かりできます。） なお、土曜日・代休日・長期休暇中は、おやつを午後３時にいただきます。お弁当と一緒に児童に持たせてください。

２．留守家庭児童会の入会基準について

児童会のご利用にあたっては、下記の要件が必要です。

１）　池田市在住で小学校及び義務教育学校に在籍する１年生から４年生まで（支援学級在籍児童は６年生まで）の児童であること。

２）　全ての保護者及び利用開始時点で２０歳以上６５歳未満の同居の親族（同一家屋に住む場合）などが下表の事由により、放課後に児童を育成できないと認められる状態が３か月以上継続する場合。（基準を満たさなくなった場合は、退会していただきます。）

就労 （自営含む）	・居宅外で労働することを常態としている、またはその予定 ・居宅内で当該児童と離れ労働することを常態としている、またはその予定 ＜児童会入会基準の労働とは＞ 週４（月１５日）以上で１日４時間以上 勤務終了時刻が午後３時以降であること
疾病	保育が困難であると医師が判断する場合
介護・看護	親族の介護、看護をしており、保育が困難であると医師が判断する場合
出産	出産予定日を基準として産前６週間から産後８週間の間で保育が困難な場合
障がい者等	疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神あるいは身体に障がい者手帳（１級、２級又は療育手帳）を有している。
就学 （大学校又は職業訓練校等）	就学日が週４（月１５日）以上で１日４時間以上、授業等の終了時刻が午後３時以降であること

３．留守家庭児童会の入会手続きについて

２ページ目の入会申請基準の対象になる方のみ申請できます。

1） 提出書類

①留守家庭児童会入会兼延長利用申請書

②留守家庭児童会利用資格証明書（利用開始時点で 20 歳以上 65 歳未満の同居の方全員）
※詳しくは４ページ目を参照

③留守家庭児童会保育料減免申請書（対象者のみ）※詳しくは４ページ目を参照

2） 申請方法

①オンライン申請

下記の QR コードにアクセスして、オンライン申請の注意点をよくご確認ください。

※「２ページ目の入会申請基準が**「就労」以外**の方や、４ページ目の保育料減免対象基準が**「同一世帯２人目以降の児童」以外**の方は、下記の②窓口及び郵送による書類申請にて申込みください。

留守家庭児童会オンライン申請について

令和９年度（４月入会分）

令和９年度（５月以降入会分）

②窓口及び郵送による書類申請

書類申請の場合は、上記の提出書類を揃えたうえ、下記の受付場所に書類をご持参又は郵送してください。

≪受付場所≫〒５６３－８６６６　池田市城南１－１－１
池田市教育委員会　教育部　生涯学習推進室　地域教育課（池田市役所５階）

※令和８年１２月時点で入会中の児童とその兄弟姉妹の方は各児童会へご**持参いただくことも可能です。**

3） 申請期限

①4 月入会の場合

令和８年１２月１日～令和８年１２月１８日まで（締切厳守）

②年度途中入会の場合（５月以降の入会）

オンライン申請：入会希望月の前々月末まで（例：６月入会希望の場合は、４月末まで）
窓口及び郵送による書類申請：入会希望日の前月の 15 日まで

※入会申請は、入会希望日の３か月前の月の１日より手続き可能です。
（令和９年５月入会の場合は、令和９年３月１日よりオンライン申請が可能です。）

＜留守家庭児童会利用資格証明書（利用開始時点で 20 歳以上 65 歳未満の同居の方全員）について＞

事由	必要書類	備考
就労 （自営含む）	【法人や官公庁等に雇用の場合】 ・留守家庭児童会利用資格証明書	所定の様式に勤務先事業所が記入。勤務状況の記載が困難な場合（シフト制など）：勤務日数及び勤務時間が確認できる書類（出勤簿やタイムカード等）の写しが必要
	【自営業の場合】 ・留守家庭児童会利用資格証明書 ・直近の確定申告（第一表及び第二表）の写し	
疾病	・留守家庭児童会利用資格証明書	所定の様式に担当医師が記入
介護・看護	・留守家庭児童会利用資格証明書	所定の様式に担当医師が記入
出産	・留守家庭児童会利用資格証明書 ・母子健康手帳（表紙と出産予定日・通院履歴の記載されているページ）	
障がい者等	・留守家庭児童会利用資格証明書 ・身体障害者手帳（１級・２級）・精神障碍者保健福祉手帳・療育手帳のいずれかの写し	氏名及び等級が記載されたページ
就学 （大学校又は職業訓練校等）	【児童の両親の場合】 ・留守家庭児童会利用資格証明書 ・就学（在学）証明書又は学生証の写し ・時間割	
	【児童の兄弟姉妹の場合】 ・留守家庭児童会利用資格証明書 ・就学（在学）証明書又は学生証の写し	

＜留守家庭児童会保育料減免申請書について＞

下記の条件を満たす方は、保育料及び延長保育料の減免を申請することができます。「留守家庭児童会保育料減免申請書」に必要書類を添えて提出してください。（兄弟姉妹で申し込みの場合、「減免申請書」は児童１人につき１枚ずつ提出が必要ですが、添付書類は１部で構いません。）入会後に減免申請があった場合は、申請した日の属する月から保育料を減免します。

減免対象	提出書類	減免額
①生活保護 受給世帯	生活保護受給証明書	全額
②市民税 非課税世帯	市民税非課税証明書※１	全額
③市民税 所得割額が０円の世帯	市民税課税証明書※１	半額
④同一世帯からの２人目以降の児童	（不要）	半額

※１市民税の証明書は、同じ世帯の方の全員分を提出してください。なお、申請時期が４月～5 月の場合は前年度分、６月以降については当該年度分を提出してください。

必要年度の１月１日に住民票が本市にあり、税情報の確認に同意する場合は添付を省略することができます。省略を希望する場合は、申請書に同一世帯者全員分（１６歳以上※２）の署名捺印を行った上で、担当課の窓口までお越し下さい。

※２　当該年度中に１６歳になるものも含みます。

４．延長保育

保護者の就労等の理由により、午後５時以降も保育が必要であると認められる場合は、延長保育を申し込むことができます。（土曜日を除く）

延長のみの利用はできません。また、退室後の再入室もできません。

1) 延長保育料

月額 3,000 円（通常保育料 6,000 円とあわせて口座から振替いたします）

申請されますと、利用がない場合も保育料を徴収いたしますので、利用を中止される場合は、中止日の月末までに「延長利用中止届」を提出してください。

2) お迎えについて

延長保育が終了する午後７時【時間厳守】までに、必ず保護者または保護者の代理人（利用開始時点で 18 歳以上の親族の方等）のお迎えをお願いいたします。

また、お迎えに来られる方を把握するため、「留守家庭児童会　延長利用に係る調査票」を事前に児童会へご提出ください。

なお、車でのお迎えはご遠慮ください。

※延長利用に係る調査票については、下記のとおりにお渡しします。

４月入会の方：入会許可書と同封して送付

５月以降入会の方

①地域教育課窓口で申請された方：窓口にてお渡し

②児童会で申請された方：児童会にてお渡し

3) おやつについて

学校の授業がある日は、延長時間中（午後５時 30 分前後）におやつの時間を設定しています。おやつは、保護者の方がご用意いただき、お迎え時に指導員に後日の分を預けてください。（最長５日分までお預かりできます）

なお、土曜日・代休日・長期休暇中は、おやつは午後３時にいただきます。お弁当と一緒に児童に持たせてください。

※児童会から在庫数の報告はありません。保護者の方が在庫数の管理をしてください。

５．利用料の支払いについて

支払方法（原則、**口座振替**によりお支払いください。）

①　口座振替は当該月の月末（１２月のみ２８日・休日等の場合は翌営業日。）です。残高不足等により口座振替ができなかった場合は、ご自宅へ督促状を送付します。当該年度中は、翌月分の振替の際に未納分をまとめて再振替いたしますので、預金残高をご確認ください。

口座振替依頼書に必要事項を記入、銀行印押印の上、対象金融機関へ提出してください。

【口座振替の対象金融機関】

池田泉州銀行	三井住友銀行	三菱 UFJ 銀行	関西みらい銀行
京都銀行	但馬銀行	みずほ銀行	りそな銀行
大阪信用金庫	北おおさか信用金庫	のぞみ信用組合	近畿産業信用組合
近畿労働金庫	大阪北部農業協同組合	尼崎信用金庫	

② 納付書払

振替口座の登録がない場合や、前年度の保育料について未納がある場合は、納付書を送付します。窓口納付対応の金融機関にて納付してください。

【窓口納付対応の金融機関】

池田泉州銀行	三井住友銀行	近畿産業信用組合	京都銀行
北おおさか信用金庫	尼崎信用金庫	近畿労働金庫	大阪信用金庫
大阪北部農業協同組合	のぞみ信用組合		

振替口座の登録について

池田市指定金融機関（口座振替の対象金融機関）で利用できます。入会手続時に「留守家庭児童会保育料預金口座振替依頼書」をお渡ししますので、金融機関にてお手続きください。ご登録いただけるのは**保護者名義の口座のみ**です。児童名義の口座は登録できません。

６．開設場所

市内の１０公立小学校・義務教育学校内に設置しています。

児童会に係る書類提出や連絡等は、必ず児童会または担当課の窓口へお願いします。

入会希望者が多数の場合、安全管理上の理由で入会保留となる可能性があります。

名　　称	住　　所	位　　置
池田留守家庭児童会	大和町１番４号	池田小学校内
秦野留守家庭児童会	畑１丁目１番１号	秦野小学校内
北豊島留守家庭児童会	豊島北２丁目１２番１号	北豊島小学校内
呉服留守家庭児童会	姫室町１０番１号	呉服小学校内
石橋留守家庭児童会	井口堂３丁目３番３０号	石橋小学校内
五月丘留守家庭児童会	五月丘２丁目３番１号	五月丘小学校内
石橋南留守家庭児童会	石橋４丁目６番１号	石橋南小学校内
緑丘留守家庭児童会	緑丘２丁目５番１２号	緑丘小学校内
神田留守家庭児童会	神田２丁目４番１号	神田小学校内
ほそごう留守家庭児童会	伏尾台３丁目１４番地	ほそごう学園内

７．入会後の各種手続きについて

つぎのいずれかに該当する場合は、期限までに下記書類を児童会または担当課に提出してください。提出書類は児童会または担当課の窓口にて配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

	内容	提出書類	期限
１	児童を退会させるとき	留守家庭児童会　退会届	退会日の当月末日（※１）
２	延長利用を開始したいとき（就労等で午後５時以降も保育が必要となる方）	留守家庭児童会　延長利用申請書（※２）	利用日の１週間前（オンラインの場合も同じ）
３	延長利用を中止したいとき	留守家庭児童会　延長利用中止届	中止日の当月末日（※１）
４	勤務先が変更になったとき	⑴留守家庭児童会　変更届 ⑵留守家庭児童会　利用資格証明書 ※　連絡先が変更になる場合は、必ず児童会へ申し出てください。	変更が分かり次第できるだけ早く
５	退職・休職（育児休業含む）等により、入会要件を満たさなくなった場合	留守家庭児童会　退会届	入会要件の消失日
６	各種申請書の記載事項（住所・電話番号等）に変更があったとき	留守家庭児童会　変更届 ※　連絡先が変更になる場合は、必ず児童会へ申し出てください。	変更が分かり次第できるだけ早く

（※１）退会届及び延長利用中止届は、退会日・中止日の当月末までに必ず提出してください。上表の事由発生が分かり次第できるだけ早く提出してください。

提出が翌月になると、翌月分の保育料が発生します。

（※２）すでに児童会に入会されている方で、新たに延長利用されたい場合は、オンラインでの申請も可能です。（オンラインでの申請方法は、３ページ右側の QR コード参照）

８．入会・延長・減免利用の決定について

入会の許可の決定をしたときは「留守家庭児童会入会許可書」、延長利用の許可を決定したときは「留守家庭児童会延長利用許可書」、保育料の減免の決定をしたときは、「留守家庭児童会保育料減免決定通知書」にて通知します。

９．入会決定の取り消し

入会決定後に次のいずれかが判明した時は、入会決定を取り消す場合があります。

① 入会申請書類の内容や、世帯の状況に偽りがあった場合
② 世帯の状況や、家庭で児童の保育ができない理由に変更があり、その内容が入会の要件を満たさなくなった場合
③ 正当な理由なく、保育料を滞納している場合
④ その他児童会の管理運営上、支障があると認められる場合（周りの児童や指導員に故意に危害を加える行為が複数回にわたって確認できた場合等）

１０．入会の準備、留守家庭児童会の生活

入会が決まったら

① 利用の前日までに児童会を訪問し、保育環境の確認や場所・経路を児童と一緒に歩いて確認し、ひとりで帰宅できるようにご自宅で指導してください。
② 池田市や留守家庭児童会からの一斉連絡には、一斉連絡システム**「さくら連絡網」**を利用しています。「さくら連絡網　登録手順書」を留守家庭児童会入会許可書と同封して送付いたします。手順書がお手元に届きましたら、すみやかに登録を行ってください。
③ 児童の状況・緊急時の連絡先の把握のため、「緊急時の連絡カード」をお渡ししますので、各児童会の指導員へ提出してください。

準備するもの（持ち物には必ず名前を書いてください。）

① 着替え、ハンカチ、ティッシュ、タオル、水筒、帽子、学習時間用の教材など
児童会から他にお願いするもの。
② 学校給食のない日はお弁当が必要です。

新１年生の４月１日からの生活

① 児童会は入学式前の４月１日（この日が日曜日の場合は翌日）から利用できます。
② 春休み中は午前８時から午後５時（延長保育利用者は午後７時。ただし、土曜日は除く。）まで開設をします。出席は毎日午前１０時までにお願いします。
③ 入学式後は、下校時間に合わせて児童会を開設します。
しばらくの間は学校給食がありませんので、児童会を利用する場合はお弁当が必要です。
保護者が在宅であれば、できるだけ家庭で一緒に過ごしてあげてください。

１１．欠席・早退時や出欠席の対応

日常の連絡は「**さくら連絡網**」で行います。

1）児童会での児童のようすについて

児童会からは特に必要な連絡や保護者へのお願いなどを「さくら連絡網」で通知します。

2）ご自宅での児童のようすについて

保護者からは児童の健康状態、家庭で気付かれた事柄、なかよし会に行く当日の児童の注意事項などを「さくら連絡網」に入力してください。直接相談したい内容がありましたら、お気軽に指導員までお声がけください。

3）欠席や遅刻の連絡

学校のある日については当日午前１０時までは、「さくら連絡網」に入力してください。それ以降に関しては、児童会開設時間後、直接児童会へ電話にて連絡してください。**児童を通じた連絡は受付できません。10 時以降は、さくら連絡網で当日の連絡はしないでください。**対応できない場合があります。

長期休業期間や代休日などの一日開設日も、入室時刻である午前 10 時までに連絡してください。

児童の安全確保のため、欠席や遅刻については必ず事前にお知らせください。

4）急遽出席の連絡

欠席の予定であったが当日急遽出席となった場合は、午前１０時までは「さくら連絡網」に入力していただき、それ以降に関しては、児童会開設時間後、直接児童会へ電話にて連絡してください。

5）早退の時

必ず保護者が「さくら連絡網」にて当日午前１０時までに「早退」と入力してください。（児童からの申し出だけでは認めません。）電話による申し出は、事故につながることも考えられますので、できるだけ「さくら連絡網」にて入力をお願いいたします。また、長期休業期間や代休日などの一日開設日では、お弁当前の帰宅（一時預かり）はできません。

なお、学校から一度帰宅してからの出席は認めていません

6）延長利用児童で、午後５時以前で帰宅させたい場合

「さくら連絡網」にて当日午前１０時までに「早退」と入力してください。延長利用児童が月に１回も延長保育を利用しなかった場合でも、延長保育料を徴収いたしますのでご了承ください。

１２．新学年への継続手続きについて

引き続き児童会をご利用いただく場合でも、年度（４月１日から翌年３月３１日）ごとに入会の申込が必要です。期日までにお手続きください。

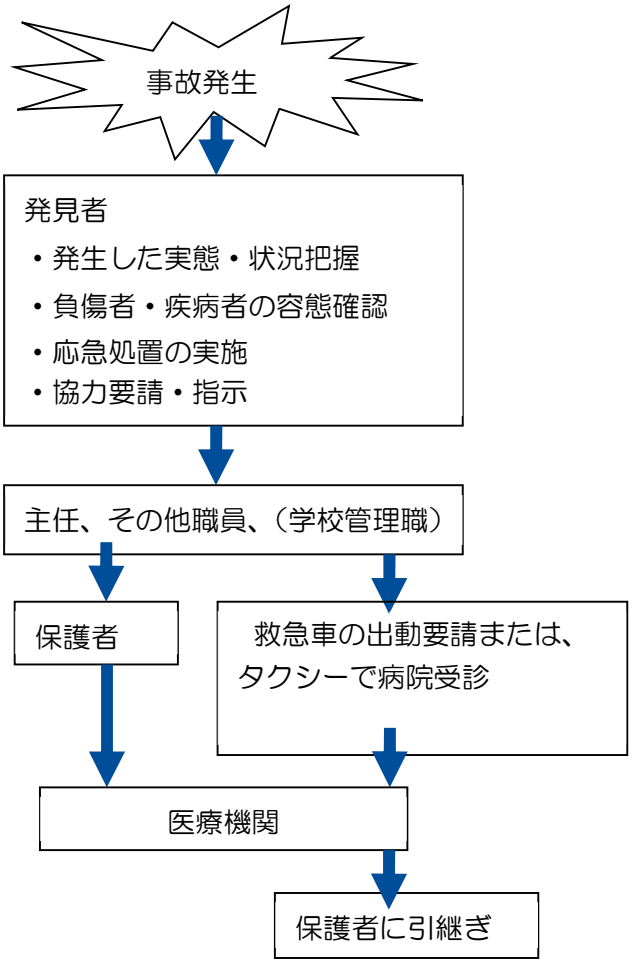
１３．児童会でのケガについて

児童の安全を第一に運営を行っていますが、万一、開設時間中にケガをした場合は、応急処置を行った上で、必要に応じて児童会から保護者（緊急性の高い場合、勤務先等へご連絡させていただく場合もあります。）に連絡をします。

特に、首から上の怪我（打撲、裂傷）の場合は医療機関を受診します。その他緊急性が高いときなどは、市の判断で救急車の要請をすることがありますのでご了承ください。

医療機関を受診した場合の自己負担額は保護者負担となりますが、市で加入している傷害保険が適用される場合がありますので、児童会にご相談ください。保険が適用となる場合は、保険会社より請求にかかる手続き書類を送付いたしますので、各自でお手続きください。

対応フロー図



１４．安全な留守家庭児童会の生活のために

１） 集団生活のルール

① 児童会から無断で校外に出ることや帰宅することのないように、ご家庭でもお話しておいてください。

② 児童会と家庭との経路については、通学路を基本にしてください。延長利用の方は、保護者等が必ず午後７時までに児童会へお迎えに来ていただくようお願いします。

③ 児童会から塾などへ直接通うことは認めていません。この場合は、早退として申し出、帰宅してください。再び児童会へ戻ることはできません。

④ 学校長期休業中や土曜日などにおいても自転車での通学は認めていません。

⑤ 故意または過失により備品（窓ガラス・机など）の損害が発生した場合は、弁償していただくことがあります。

⑥ 児童会内での児童の携帯電話・スマートフォン等の使用は認めていません。カバンにしまい、児童会内で出すことのないようご家庭でもお話しください。児童に対する連絡が必要な場合は、児童会までご連絡ください。

⑦ 学校長期休業中や土曜日などにおいて、病院への通院やデイサービスの利用等の特段の事情がある場合の除き、児童会には８時から１０時までの間にお越しください。（例：習い事やスポーツクラブへの参加後、１０時を過ぎてから児童会に出席することはできません。）

2） 食中毒の予防について

夏休み等はお弁当持参による一日開設となります。食中毒に対する予防を各家庭においても十分行ってください。特に、お弁当の調理にあたっては次の点に注意してください。

① 食品は中まで十分加熱してください。

② 手や調理器具を流水で十分洗ってください。

③ なまものや前日調理の品などは避けてください。

④ 夏場は保冷剤を入れて下さい。

※長期休暇中に昼食の配食サービスを実施する場合があります。
詳細は決まり次第、さくら連絡網で保護者の皆さまにお知らせします。

3） 病気やケガの場合

① 風邪など病気の場合はお預かりできません。ご家庭で看護をお願いします。

② 児童会開設中に熱がでた・ケガをした場合などは、緊急連絡先に連絡してお迎えに来ていただきます。出席前に体調不良がみられる場合は、ご家庭で様子をみていただきますようお願いいたします。

4） 帰宅時の安全確保について

児童会では、帰宅時の安全指導・注意喚起やできるだけ複数で帰るよう指導しています。各家庭でも、帰宅経路の点検を行うなど、安全対策に努めてください。

１５．気象警報・地震・感染症流行時の対応について

＜休会の基準となる気象警報について＞

・「池田市」に「特別警報・危険情報・警報（氾濫、大雨、土砂災害）」が発令
・「池田市」に「特別警報・警報（暴風、暴風雪、大雨）」が発令
・校区で「高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保」が発表

	小学校授業日				小学校休業日（土曜日や長期休暇等）		
午前７時時点	発令	発令	発令なし	発令なし	発令	発令	発令なし
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
午前９時時点	発令	解除	発令	発令なし	発令	解除	出席後発令
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
午前９時以降				発令			
開設　有・無	休会	開設	休会	休会	休会	午前 10 時開設	休会 保護者迎え

・入会時に提出いただく「緊急時の連絡カード」に記載した連絡先は、必ず連絡が取れるようにしておいてください。
・小学校休業日の午前７時時点で、休会の基準となる警報が発令されている場合は、児童は自宅待機してください。午前９時までに解除となった場合は午前１０時から開設ですので、お弁当を持参して午前１１時までに出席してください。
・休会の基準となる気象警報が発令されるなどし、学校が休校になった場合は児童会も休会です。学校の指示に従い下校してください。
・児童会開設中に発令された場合は休会となります。保護者の方のお迎えをお願いします。
・天候状況の悪化により災害発生が懸念される時は開設予定時間を変更する場合もあります。「さくら連絡網」を使用して連絡しますので、お迎えのご協力をお願いします。

ほそごう学園スクールバスをご利用の方へ

午前７時に警報等が発表されている場合、スクールバスの運行はありません。
午前７時～９時の間に警報等が解除され、10 時から開設する場合もバスの運行はありませんので、出席される場合は送迎をお願いいたします

インフルエンザ等の感染症などによる学級・学年・学校閉鎖等の場合

学級・学年閉鎖	事由決定日の当日から授業が再開されるまで入室できません。 感染予防のため、元気に見える児童であっても入室はできませんのでご了解ください。
学校閉鎖	児童会は事由決定日の当日から授業が再開されるまで開設しません。

池田市で震度５弱以上のゆれを観測した場合

児童の登校以前	学校・留守家庭児童会から連絡があるまで「自宅待機」
学校の授業中	学校は臨時休業・留守家庭児童会も休会になります。
児童会の開設中	学校（留守家庭児童会）までのお迎えをお願いいたします。 ※災害状況によっては、通信環境が不安定になり、メール等の受信ができない場合も考えられます。 震度５弱以上のゆれを観測した場合は上記の対応となりますので、メール配信を待たず、お迎えなどの対応をとっていただきますようお願いいたします。 （児童会へのお問い合わせも、できる限りご遠慮ください。）

池田市立小学校・義務教育学校以外の学校に通学されている方

小学校が学校閉鎖で休校となる場合や学校の判断で一斉下校し児童会が休会となる場合はさくら連絡網で通知します。

１６．留守家庭児童会の一日の流れ

留守家庭児童会では、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等をめざし、児童の健全な育成を図っています。児童自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにするために、児童会では、生活時間の区切りを設けています。状況等により変更することもありますが、基本的な一日の流れは以下のとおりです。

１．学校教育活動中　【例】

通　常　開　設	
13:30～16:30	入室（荷物の整理）
	学習（宿題・ドリル等）
	自由遊び・集団遊び
16:30～16:45	後片付け（荷物の整理・忘れ物の確認）
16:45～16:55	終わりの会（一日の反省・連絡・鍵等の確認）
16:55～17:00	退室（安全指導）

２．土曜日・学校代休日・学校長期休業日等　【例】

通　常　開　設	
08:00～10:00	入室（荷物の整理）
10:00～12:00	学習（宿題・ドリル等）
	自由遊び・集団遊び
12:00～13:00	昼食
13:00～15:00	休憩・読書
	自由遊び・集団遊び
15:00～15:30	おやつ
15:30～16:30	自由遊び・集団遊び
16:30～16:45	後片付け（荷物の整理・忘れ物の確認）
16:45～16:55	終わりの会（一日の反省・連絡・鍵等の確認）
16:55～17:00	退室（安全指導）

３．延長保育時間（土曜日は除く）　【例】

延　長　保　育	
17:00～18:30	室内での遊び・学習など
18:30～19:00	保護者等のお迎えにより退室

※ 児童会により時間・内容等は異なります。

＜学校の時間割（例）＞

４時限終了　１２：２５
給　　食　１２：２５～１３：１０
掃　　除　１３：１０～１３：２５
終　　了　１３：３５→児童会へ
５時限終了　１４：３０
終　　了　１４：４０→児童会へ
６時限終了　１５：３０
終　　了　１５：４０→児童会へ



１７．オンライン入会等申請フォーム

１）以下の条件の方に関しては、下記のオンライン申請フォームより申請してください。

１．２ページ目の入会基準が「就労」の方

２．４ページ目の保育料減免対象が「同一世帯からの２人目以降の児童」の方

２）オンライン申請について

１．オンライン入会申請で同時に申請できる児童数は、２名までとなります。３名以上の申請をする場合は、２度に分けて申請もしくは、３ページ目の窓口及び郵送による書類申請をしていただきますようお願いします。

２．利用資格証明書について、年度途中になかよし会を利用したことがある方で利用資格証明書の内容に変更がなければ、３ページ目の窓口及び郵送による書類申請をする場合は省略できますが、**オンライン申請の場合は省略できません。必ず添付が必要です。**

令和９年４月入会オンライン申請フォーム

令和９年５月以降入会オンライン申請フォーム

保育料減免申請フォーム





池田市留守家庭児童会　連絡先一覧

名　　称	電話・FAX	携帯電話
池田留守家庭児童会		080-8521-5243
秦野留守家庭児童会	751-0206	090-5123-7629
北豊島留守家庭児童会	761-0210	090-5123-7630
呉服留守家庭児童会	751-0289	090-5123-7631
石橋留守家庭児童会	761-0295	090-5123-7632
五月丘留守家庭児童会	751-0409	090-5123-7633
石橋南留守家庭児童会	761-0427	090-5123-7634
緑丘留守家庭児童会	751-0473	090-5123-7635
神田留守家庭児童会	751-0512	090-5123-7636
ほそごう留守家庭児童会	751-0545	090-5123-7637



